

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第 1 5 条の 2 第 2 項及び同法施行規則第 1 5 条の 6 の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 7 年 1 1 月 4 日

北海道運輸局長 井上 健二

記

1. 届出の内容

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	令 7 A 第 6 号
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業の名称	北海道中央バス株式会社
廃止となる路線	別紙のとおり
廃止の予定日	令和 8 年 4 月 1 日
廃止を必要とする理由	別紙のとおり

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書（別添様式参照）を北海道運輸局又は北海道運輸局札幌運輸支局まで提出してください。（郵送による場合は、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見の聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

（参考）

1. 道路運送法第15条の2第2項の「利害関係人」とは、同法施行規則第15条の7によるものをいい、例示として次のような者が考えられます。

- （1）当該路線の廃止後において、乗合運送を行うことが想定される別の一般乗合旅客自動車運送事業者
- （2）廃止を予定する一般乗合旅客自動車運送事業者
- （3）当該路線の沿線地域の経済団体（商工会議所等）
- （4）当該路線の沿線地域の相当数の利用者が参画し、当該路線に関連する利用者団体

2. 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6月前までに届け出ることによって実施可能となっています。

3. この意見の聴取は、本事案に係る路線の廃止を行った場合における旅客の利便の確保に関し、北海道運輸局長が関係地方公共団体及び利害関係人から行うものです。

また、意見の聴取の結果により、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかの判断を行います。

4. 意見の聴取において届出を行った事業者が廃止の実施日の繰り上げを希望し、かつ、関係地方公共団体及び利害関係人から特段の意見がなかった場合等において、旅客の利便を阻害しないと認められるときは、廃止の実施日の繰り上げを認めることがあります。

(問い合わせ先及び意見の聴取申請書提出先)

- ・北海道運輸局自動車交通部 旅客第一課

〒060-0042

札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎

TEL011-290-2741

- ・北海道運輸局札幌運輸支局 輸送・監査担当

〒065-0028

札幌市東区北28条東1丁目1番1号

TEL011-731-7167

系統名	地番		キロ程 (km)	廃止を必要とする理由
(1) 東17 北光線	起点	札幌市東区北8条東3丁目2-7	0. 657	東17北光線は、札幌都心部にあるバスセンターと北49東3（当社札幌北営業所）を東8丁目通経由で結んでいる都心系統であり、札幌駅北口を発着する東19北光北口線と競合状況にある。当社においては乗務員不足が極めて深刻であり、限られた乗務員のなか、当社路線の全てを維持することは困難なことから、東19北光北口線に集約して運行効率化を図るため路線廃止するもの。
	終点	札幌市中央区北3条東3丁目1-30		
	起点	札幌市中央区大通東4丁目5-10	0. 258	
	終点	札幌市中央区大通東2丁目1-1		
	起点	札幌市中央区北3条東2丁目19	0. 657	
	終点	札幌市東区北8条東2丁目2-1-1		
計			1. 572	
(2) 東62 本町線	起点	札幌市北区北18条西4丁目21-12	2. 260	東62本町線は、地下鉄南北線北18条駅と東営業所を地下鉄東豊線環状通東駅を経由して結ぶ路線である。特に、北18条駅と環状通東駅の間の北18条通は、当路線の固有区間であるものの、徒歩圏内に他路線が運行している状況のなか、利用僅少な状況が続いている。当社においては乗務員不足が極めて深刻であり、限られた乗務員のなか、当社路線の全てを維持することは困難なことから、利用度の低い路線から見直しを図るため路線廃止するもの。
	終点	札幌市東区北18条東15丁目6		
計			2. 260	
(3) 白22 川下線 白57 北郷本線	起点	札幌市白石区東札幌6条6丁目14	1. 400	白22川下線と白57北郷本線は、地下鉄東西線と白石営業所を結んでおり、共通して白石区中央地区を経由している路線である。特に、同地区内の利用は僅少であり、大型バスが必要な状況にはない。当社においては乗務員不足が極めて深刻であり、限られた乗務員のなか、当社路線の全てを維持することは困難なことから、利用度の低い路線から見直しを図るため路線廃止するもの。
	終点	札幌市白石区中央2条3丁目70		
	起点	札幌市白石区北郷3条5丁目51-55	0. 260	
	終点	札幌市白石区北郷3条5丁目706-20		
	起点	札幌市白石区北郷4条1丁目1-5	0. 500	
	終点	札幌市白石区北郷3条13丁目1		
計			2. 160	
(4) 白23 北郷線 白24 川下線	起点	札幌市白石区川北2257-14	5. 600	白23北郷線（白石開拓記念碑系統）と白24川下線は、地下鉄東西線と白石営業所を結んでおり、共通して白石区川下地区を経由している路線である。特に、同地区内の利用は僅少であり、大型バスが必要な状況にはない。当社においては乗務員不足が極めて深刻であり、限られた乗務員のなか、当社路線の全てを維持することは困難なことから、利用度の低い路線から見直しを図るため路線廃止するもの。
	終点	札幌市白石区川下641-16		
	起点	札幌市白石区川下2651-7	0. 300	
	終点	札幌市白石区川下2573-1		
計			5. 900	
(5) 美83 西岡美園線	起点	札幌市豊平区美園11条5丁目2番18地先	0. 173	美83西岡美園線は、地下鉄東豊線美園駅と西岡4-14（当社西岡営業所）を羊ヶ丘通と水源地通を経由して結ぶ路線である。以前は札幌都心部発着系統であり、令和5年12月に地下鉄駅に短絡化し運行効率改善を図ったが、利用僅少な状況が続いている。当社においては乗務員不足が極めて深刻であり、限られた乗務員のなか、当社路線の全てを維持することは困難なことから、利用度の低い路線から見直しを図るため路線廃止するもの。
	終点	札幌市豊平区美園10条6丁目3番15地先		
計			0. 173	

系統名	地番		キロ程 (km)	廃止を必要とする理由
(6) 麻39 ひまわり団地線	起点	札幌市北区篠路8条1丁目40番131地先	1. 980	麻39ひまわり団地線は、地下鉄南北線麻生駅とあいの里4条1を北区篠路・拓北地区を 經由して結ぶ路線である。平日のみの運行であり、同地区は運行便数の多い他路線の方 が利便性が高く、また、地下鉄駅とのアクセスも確保されていることから、当該路線は 利用僅少な状況が続いている。当社においては乗務員不足が極めて深刻であり、限られ た乗務員のなか、当社路線の全てを維持することは困難であり、利用度の低い路線から 見直しを図るため路線廃止するもの。
	終点	札幌市北区篠路5条9丁目8番202地先		
	起点	札幌市北区拓北1条1丁目247-12	0. 910	
	終点	札幌市北区拓北4条3丁目42-295		
	計		2. 890	
(7) 石狩線 厚田線	起点	石狩市花畔3条1丁目269 地先	0. 980	石狩線と厚田線は、札幌ターミナルと石狩を国道231号・道道273号・国道231号經由 で結ぶ国庫補助路線（地域間幹線系統）であるが、特に石狩庁舎以北（石狩庁舎前～ トーメン団地・道の駅あいりーど厚田間）の利用が僅少であり、国庫補助を受けても経 費を賄い切れていない赤字路線である。利用実態に合わせて減便・合理化するなどして 改善を図ってきたが、利用減少に歯止めがかからない状況が続いている。当社において は乗務員不足が極めて深刻であり、限られた乗務員のなか、当社路線の全てを維持する ことは困難であり、利用度の低い路線から見直しを図るため路線廃止するもの。なお、 当該地区は石狩市により代替交通の導入が検討されている。
	終点	石狩市新港南2丁目9-4 地先	30. 949	
	起点	石狩市新港南2丁目地先		
	終点	石狩市厚田区厚田98番地2		
	起点	石狩市厚田区厚田98番地2		
	終点	石狩市厚田区厚田98番地2		
	起点	石狩市八幡1丁目422-3地先	0. 689	
	終点	石狩市八幡2丁目70-1地先		
	起点	石狩市八幡2丁目70-23	0. 191	
	終点	石狩市八幡2丁目70-16		
	起点	石狩市厚田区虹が原165-347	0. 690	
	終点	石狩市緑ヶ原1丁目501		
	起点	石狩市厚田区望来195-1地先	4. 150	
	終点	石狩市厚田区望来106-36地先		
計		37. 719		
(8) さんぼまち東部線	起点	北広島市高台2丁目50番地	0. 687	さんぼまち東部線は、主に北広島市の団地地区と北広島駅を結ぶ市内完結路線であ る。過去から赤字が続いていたことから、北広島市地域公共交通活性化協議会により、 令和元年10月に路線再編（協議運賃導入）し、令和5年4月には更なる再編、令和6年12 月には運賃改定を実施し、地域住民の要望を取り入れながら事業計画を変更し維持して きたが、収支は改善せずに利用減少に歯止めがかからない状況が続いている。当社にお いては乗務員不足が極めて深刻であり、限られた乗務員のなか、当社路線の全てを維持 することは困難であり、利用度の低い路線から見直しを図るため路線廃止するもの。な お、当該地区は北広島市により代替交通の導入が検討されているほか、当社広島線の経 路変更により地域住民の足を確保する計画である。
	終点	北広島市高台4丁目50番地		
	起点	北広島市緑陽町2丁目50番地	0. 287	
	終点	北広島市緑陽町2丁目50番地		
	起点	北広島市松葉町1丁目50番地	0. 522	
	終点	北広島市松葉町3丁目54番地		
	起点	北広島市中央3丁目72番地	1. 131	
	終点	北広島市共栄305番地2		
計		2. 627		

令和 年 月 日

北海道運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名（法人又は団体）
電 話 番 号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する意見聴取申請書

今般、令和7年 月 日付け北海道運輸局公示第 号で公示された下記の件名に対して意見を述べたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 事案の件名及び事案番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
令7A第 号

2. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

3. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

（注意事項）

意見聴取申請書は、公示の日から10日以内に北海道運輸局又は事案を管轄する運輸支局へ提出してください。郵送で申請する場合は、消印日が公示の日から10日以内であれば有効とします。

なお、意見の聴取の日時及び場所等は、利害関係人と認められる場合のみ別途通知します。